

鳥取市国際交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年4月3日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第36号

鳥取市国際交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

鳥取市国際交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年鳥取市規則
第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。